

仕様書

1. 委託業務の名称

富山県知事選挙テレビスポット制作等業務

2. 事業の趣旨

県内で行われた選挙の投票率については、令和2年10月25日執行の富山県知事選挙の60.67%を除けば、近年は50%前後の低調な状況が続いている。

このことから、今年10月に実施予定の富山県知事選挙について、テレビスポットをはじめとする各種広告媒体などを通じた啓発活動を展開し、投票率の向上等を図るもの。

3. 委託期間

契約締結日から令和6年11月29日（金）まで

4 啓発業務の対象等について

啓発業務の対象は、次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、富山県と協議の上、実施すること。

- 本業務のターゲット等の設定、見直しの提案
(ターゲットの考え方)

本業務におけるターゲットの考え方は次の表に示すとおりとする。

| | |
|-------|---|
| 地 域 | 県内 |
| 年 代 | 選挙権を有する者 |
| 価 値 観 | ・富山県知事選挙にあまり関心がない人 ・富山県知事選挙への参加意欲はあるが、投開票日や期日前投票日を認識していない人 |
| 訴求内容 | 選挙期間に期日前投票や期日前投票について周知することで、投票への参加意欲を高める。 |

(ターゲットに起こしてもらいたい行動変容)

本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は次に示すとおりとする。

| | |
|------|-------------------------|
| 行動変容 | 選挙への投票意欲を高め、投票の参加につなげる。 |
|------|-------------------------|

(ターゲット見直しの提案)

ターゲットに対して広告を配信した結果、想定とは異なるエリア、年齢等をターゲットとすることが本業務の目的を達成するために、より効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて、協議するものとする。

5. 啓発事業の実施内容等

(1) 各種広告媒体における統一的なデザインの作成について

- 投票率向上のため、コンセプトを定め、統一的なデザインとすること。

(2) テレビCMの制作・放映

- ・民放テレビ3局（北日本放送、富山テレビ放送、チューリップテレビ）及びケーブルテレビ局9局（ケーブルテレビ富山、高岡ケーブルネットワーク、となみ衛星通信テレビ、能越ケーブルネット、いみずケーブルネットワーク、NICE TV、Net 3、みらーれTV、上婦負ケーブルテレビ）で放送するCM素材を3種類（「期日前投票編」「投開票日前日編」「投開票日当日編」）制作すること。
- ・告示日から投開票日までの間にテレビCMを放映すること。放映にあたって、効果的な時期、放送時間帯や回数等の放映計画についても提案すること。

(3) ラジオCM制作・放送

- ・地上波ラジオ2局（KNBラジオ、FMとやま）及びコミュニティFM5局（富山シティエフエム、ラジオたかおか、ラジオ・ミュー、エフエムとなみ、エフエムいみず）で放送するCM素材を3種類（「期日前投票編」「投開票日前日編」「投開票日当日編」）制作すること。
- ・ラジオCM素材と併せて、市町村が実施する広報車広報用の音声データを2種類制作すること。
- ・告示日から投開票日までの間にラジオCMを放送すること。放送にあたって、効果的な時期、放送時間帯や回数等の放送計画についても提案すること。

(4) 新聞広告の制作・掲載

- ・県内で発行される新聞に掲載する広告を制作すること。
- ・告示日から投開票日までの間に新聞広告を掲載すること。掲載にあたって、新聞広告のイメージだけでなく、効果的な広告の時期や版の規格等掲出計画、掲載する新聞についても併せて提案すること。
- ・掲載費は委託費に含めること。

(5) その他

- ・(1)～(4)に関して、他に効果的な手法、企画等があれば積極的に提案すること。

6. 留意事項

- (1) 業務委託により制作した成果品及びそれに係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、県に帰属するものとする。また受託者は本委託業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については、事前に書面にて許諾を取得するとともに県にその旨を書面により報告すること。
- (2) 富山県知事選挙が無投票となった場合、5の企画の実施については、県及び受託者が協議の上変更契約を行うものとする。
- (3) 国または地方の選挙が、富山県知事選挙と近接して行われることとなった場合、その内容については、県及び受託者が協議の上定めるものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合については、県及び受託者が協議の上定めるものとする。
- (5) 本仕様書はプロポーザル用であり、事業内容については、今後変更の可能性がある。